



2018.03.29 制定

太宰治生誕 110 年ロゴ 使用ガイドライン

目的

太宰治生誕 110 年ロゴ 使用ガイドライン（以下「ガイドライン」）は、青森県西北地域県民局（以下「当局」）が所有する太宰治生誕 110 年ロゴ（以下「当ロゴ」）の使用ルール（以下「ロゴ使用ルール」）について定めたものです。

当ロゴの使用を希望する者（以下「ロゴ使用者」）は、ロゴ使用ルールに定める範囲内で、ガイドラインを遵守する場合に限り、別途当局から許諾を得ることなく、当ロゴを無償で 사용할 ことができます。

ロゴ使用者は、当ロゴの使用にあたり、ロゴ使用ルール及びガイドラインに同意したものとみなします。

権利帰属

当ロゴの著作権は、当局に帰属します。

使用目的

ロゴ使用者は、以下の場合に限り、当ロゴを使用することができます。

1. 太宰治生誕 110 年を周知する目的として使用する場合
2. 太宰治生誕 110 年と提携または関連する企画等に置いて、当局の許諾を得た上で当ロゴを使用する場合

不正使用（禁止行為）

ロゴ使用者は、当ロゴの使用にあたり、以下の行為が禁止されます。

1. 別途当局の許諾を得ることなく、前条に定める使用目的以外に当ロゴを使用すること。
2. 当ロゴの変形、加工、改変
3. 当ロゴを他社の商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名等の一部として使用すること。
4. 当局又は当局サービスの誹謗中傷又はその評判を貶めるような方法で当ロゴを使用すること。
5. 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつ又は公序良俗に反する内容の媒体等で当ロゴを使用すること。
6. その他、当局が当局裁量において不適切と判断する方法で当ロゴを使用すること。

ロゴ使用者の責任

1. 当局は、ロゴ使用者がロゴ使用ルール又はガイドラインに違反して当ロゴを使用していると認めた場合、又は当局裁量で必要と判断した場合、ロゴ使用者に対して、当ロゴの使用停止、その他、当局が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。
2. ロゴ使用者は、当ロゴを使用したことに起因して（当ロゴ使用を原因とするクレームを当局が第三者より受けた場合を含みます）、当局が直接的又は間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます）を被った場合、当局の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

免責

1. 当局は、当ロゴに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当局は、かかる瑕疵を除去して当ロゴを提供する義務を負いません。
2. 当局は、当ロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

ロゴ使用ルール及びガイドラインの変更

当局は、当局が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも、ロゴ使用ルール及びガイドラインを変更することができます。変更後のロゴ使用ルール及びガイドラインは、当局ウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、ロゴ使用者は、変更後も当ロゴを使用し続けることにより、変更後のロゴ使用ルール及びガイドラインに同意をしたものとみなされます。

ロゴの種類

■ カラー



■ 1 色



■ 1 色（1 色のインクで濃淡が不可能な場合）



ロゴのコンセプト



■ コンセプト

20~30 代の次世代ファンを増やすコトを念頭に、色々なシーンでのロゴの使われかたを想定したデザインの組立をしています。デザイン構成として、斜陽とレトロモダンをベースに、ターゲット層を意識した、キャッチーで直感的にわかりやすいデザインにしています。

■ コンセプト詳細

●太宰治の顔：パッと見て太宰の顔とわかる肖像で、

110 年前の明治時代と現代を繋げるレトロモダンを感じさせる形状。

●太宰治の文字：明治時代の広告のような文字フォントの形状を意識しつつ、

太宰の左翼活動をするなどの尖った一面と、ユーモアのある一面をイメージした形状。

●110 の文字：本をイメージして、デザインした数字。

斜線は、斜陽館の屋根のラインと、斜陽（夕日）の文字から感じられる、

日の光が差し込むイメージを合わせたデザイン要素。

●全体の配色：斜陽館の名前にもなっている、斜陽の表す「夕日」から、

黄色をベースに設定し、レトロモダンを感じさせる配色に。

ロゴの配置

■ 最小サイズ

横位置での表示

印刷物 / H:13mm

デジタル / H:85px



縦位置での表示

印刷物 / H:25mm

デジタル / H:148px



印刷物で使用する場合、横位置は縦 13mm 以上、縦位置は縦 25mm 以上、WEB などのデジタル画面上で表示する場合は横位置は縦 85px 以上、縦位置は縦 148px 以上で使用してください。

■ 横位置、縦位置の選び方

横位置での使用を基本とし、配置するエリアの形状など事情がある場合のみ縦位置で使用可能です。

※極力横位置での使用をお願いします。

カラーでの使用

カラーはコンセプト・アイデンティティを視覚化するために設定されています。

常に規定の色で表示するように努めてください。



プロセスカラー

C:100 M:100 Y:30 K:0

画面表示

R:31 G:40 B:111
#1f286f

特色（近似色）

DIC 255



プロセスカラー

C:0 M:35 Y:100 K:10

画面表示

R:232 G:170 B:0
#e8aa00

特色（近似色）

DIC 205



プロセスカラー

C:0 M:28 Y:80 K:8

画面表示

R:238 G:186 B:58
#eeba3a

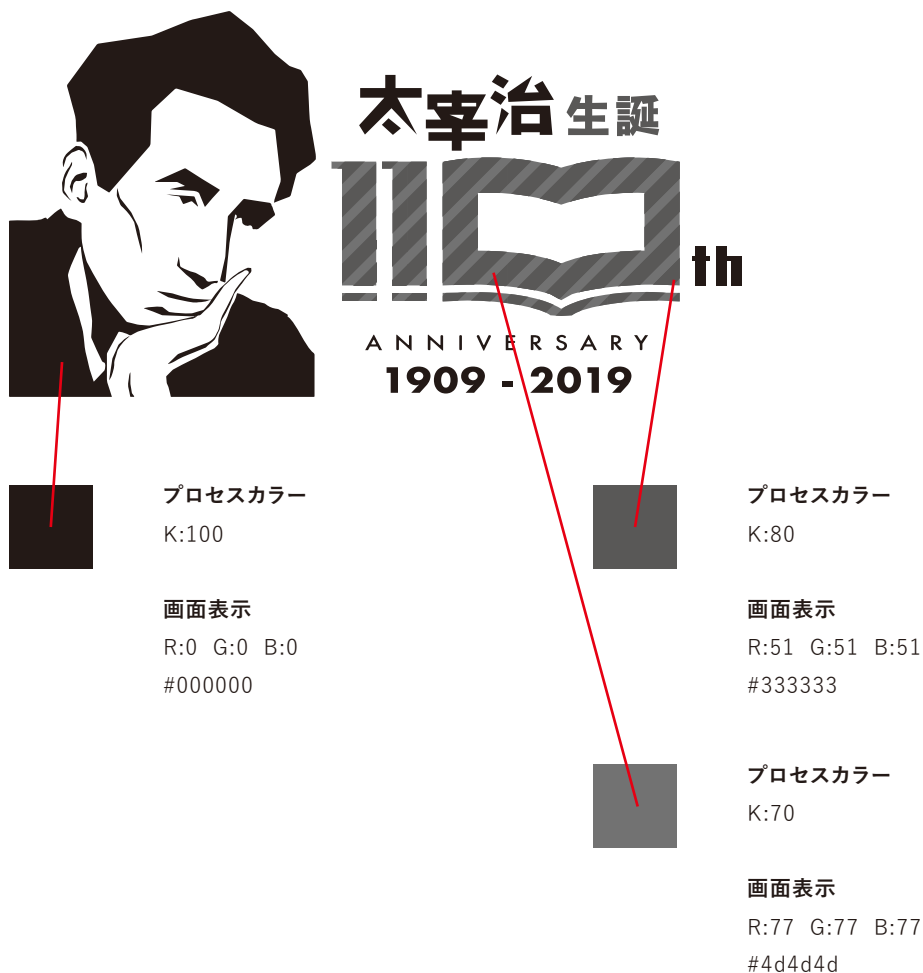
特色（近似色）

DIC 124

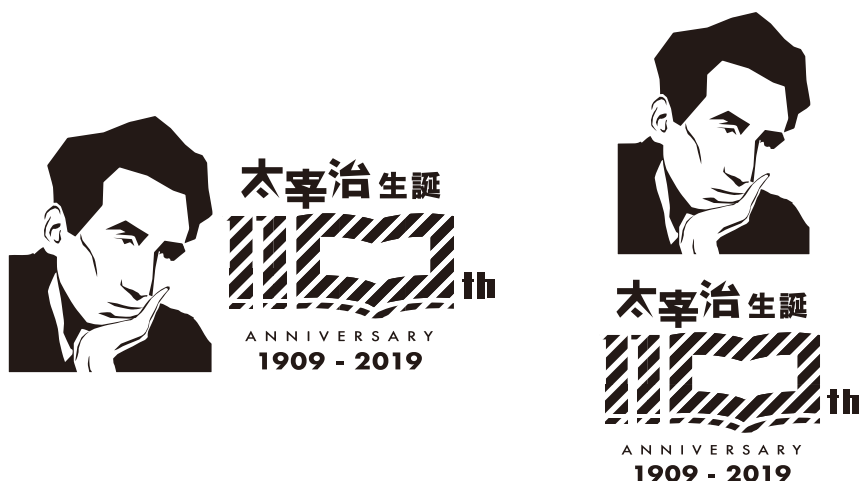
1 色での使用

1 色の場合は黒が基本です。

また視認性を損なわない限り、カラーによる 1 色表示も可能です。※ただし背景色より明るい色は使用不可



1 色のインクで濃淡をつけることが不可能な場合のみ、以下のデータを使用できます。



アイソレーション

当ロゴが他の要素の影響を受けないよう、独立性を確保する必要があります。

表示する際には、その周辺に一定のアイソレーションエリア（下記点線内）を設け、最低限この領域内には他のデザイン要素や文字などは表示してはいけません。

また、表示にあたっては可能な限り余白を設けるよう配慮してください。



使用に関する注意事項（１）

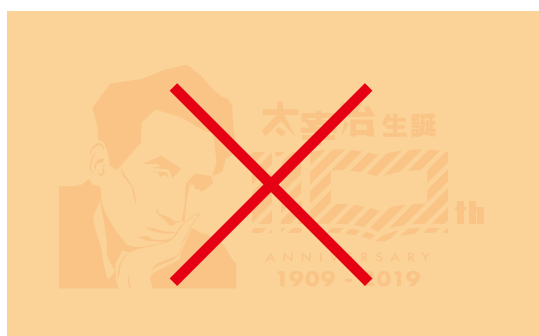
配置する際は視認性。独立性に配慮してください。



背景が複雑な場合はアイソレーションエリアを設け視認性を高める



アイソレーションエリアを十分に確保する



背景色とのコントラストを強くする



背景色より明るい色を使用しない

使用に関する注意事項（2）

配置する際はデザインを維持してください。



変形してはならない



要素のサイズ及び間隔を変更してはならない



影をつけてはならない



グラデーションで表示してはならない



縁取りをしてはならない

お問い合わせ

ロゴ使用ルールに関するお問い合わせは以下をお願いいたします。

西北地域県民局 地域連携部

〒037-0046 青森県五所川原市字栄町 10

電話：0173-34-2175(直通) F A X：0173-34-2168